

## コンタクトレンズ検査料

### 1. 施設基準の届出

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、北海道厚生局に届出を行っております。

### 2. 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料 291 点を、2 回目以降の方は外来診療料 76 点を算定いたします。

### 3. コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。  
※厚生労働省の定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

### 4. コンタクトレンズ診療を行っている医師

- ・石子 智士 （眼科診療経験：平成3年より眼科診療）
- ・石田 美織 （眼科診療経験：平成19年より眼科診療）